

近畿バドミントン協会表彰規程

表彰は、近畿バドミントン協会の普及振興に功績のあったものに特別功労賞、功労賞、顕讃賞を、技能・記録等の優秀なものに技能賞を授与する。

第1条 特別功労賞

- (1) 本会の会務に対し、特段の功績顕著な者。
- (2) その他理事会において適当と認めた者。

第2条 功労賞

- (1) 本会の発展のため顕著な功績のあった個人及び団体。
- (2) 本会の会長・副会長・顧問・参与・理事・監事及び本会各競技団体（協会規約第4条に規定する）の会長を歴任し、その功績顕著な者。
- (3) その他理事会において適当と認めた者。

第3条 顕讃賞

- (1) 本会競技団体（協会規約第4条に規定する）からの推薦があつて功績顕著な者。
- (2) その他理事会において適当と認めた者。

第4条 技能賞

- (1) 近畿協会が主催する大会（近畿総合一般の部）同一種目で3回以上優勝した者。
- (2) その他理事会において適当と認めた者。

第5条 特別功労賞、功労賞、顕讃賞、技能賞は理事会にて決定する。

第6条 表彰は、近畿協会主催（近畿総合一般の部）の大会の際に行う。

附則 この規程は、平成24年4月29日から施行する。

本規程を一部改訂し、平成26年1月25日から施行する。

本規程を一部改訂し、平成28年4月29日から施行する。

本規程を一部改訂し、令和6年4月29日から施行する。